

ユダヤ人の Home とは何か

——社会心理学的見地から——

吉村季利子

I はじめに

2011年夏、「アラブの春 (Arab Spring)」が世界へと拡大するなか、イスラエルにも反政府運動の大きな波が押し寄せた¹⁾。そのはじめは7月17日、政府政策に抗議する若者たちが首都テルアビブの中心地、ロスチャイルド通を野営テントで占拠し、政府に「社会正義」の実現を訴えたことによる。40日間におよぶ占拠の後、都市部を中心に約43万人が集結、建国以来最大の抗議行動となった²⁾。この大規模な政治的抗議活動の背景には、住居費が所得を大幅に浸食する憤りと、若年層の社会経済的地位の低下が指摘されている (Shalev 2012, Allweil 2017)。なかんずく、持ち家の所有者と非所有者の間に顕著な階級格差の兆候が現れ、「家」が新しい富の象徴として、都市部と周縁部の経済および社会的空間の不平等を浮き彫りにし、大規模な抗議行動へとつながった (Maron 2013)。

一般に「家」は居住用建物という意味の外に、自宅、家庭、家柄など、人・モノ・関係性の範囲や境界を表象する。一方、「住まい」という言葉には住居だけでなく暮らしや生活など文化的な意味が含まれ、生活感やつながりが感じられる言葉となっている。英語にも 'house' と 'home' という言葉があり、両者はそれぞれ異なったニュアンスを持っている。ローレンス (1987) は、house が物理的単位として世帯構成員の範囲を明確にし、内部で活動する際のシェルターとして安全な空間を提供し、外部との境界として機能する一方、home はより広い概念で捉えられており「文化的、社会人口統計学的、心理的、政治や経済要因によって定義し、かつ定義される複雑な存在」としている³⁾。アラブの春に触発された抗議活動は世界各地に拡大したが、その主張は民主化、普通選挙、経済的自由、人権、雇用とさまざまである。イスラエルでも雇用や経済格差に対する抗議を含むが、住宅供給や住居費に直接言及する抗議活動は極めて稀で、当地における家と住まいの重要性が表面化した事件といえよう。

そこで本稿は、現代イスラエルのユダヤ人が持つ「Home」の概念に注目する⁴⁾。かれらにとって Home とは何を意味するのだろうか。19世紀後半に勃興したシオニズム運動は、反ユダヤ主義に翻弄されたユダヤ人に民族郷土 (National Home) 建設の約束をイギリスから取り付けた。第二次世界大戦終了後の1948年5月14日、初代首相となるダヴィド・ベン＝グリオン (David Ben-Gurion) がテルアビブで独立宣言を読み上げ、イスラエル国 (The State of Israel) は独立国家となり、ユダヤ人の祖国 (Homeland) 建設の悲願は達成された。しかし、国家設立と同時に始まった対パレスチナ紛争は現在も継続しており、解決の糸口すら見えない。75年近くを経た今日、かれらは求めていた Home を手に入れることができたのだろうか。1967年のパレスチナ占領後、かれらの描いた Home は入植地開発で実現したのだろうか。また、絶え間なく続く紛

争は、人びとの意識にどのように作用し、Home 獲得にいかに関与を及ぼしたのだろうか。こうした疑問から、国家建設の歴史と占領地問題に焦点をあて、ユダヤ人の Home について、その社会心理学的意味を明らかにしたい。分析にはローレンス (1987) の home の特質および「解決困難な紛争 (Intractable Conflict) ⁵⁾」概念における心理的基盤となる「社会的信念 (Societal Belief)」の枠組みを用いて検討を試みる。

II 国家建設

1 ナショナル・ホームの要請

イスラエル・パレスチナ紛争は⁶⁾、二つの世界大戦とその事後処理、列強国の植民地主義とユダヤ人の民族郷土建設への強い願望の結晶から生まれた⁷⁾。ユダヤ人国家建設の具体的計画が持ち上がったきっかけは、19世紀ヨーロッパを席捲した反ユダヤ主義であり、ロシア帝国下のボグロム (ユダヤ人迫害運動) である⁸⁾。

1881年、ロシア帝国下で発生したボグロムは、死者こそ少数ではあったが数千人の負傷者を出し、商店や家屋の破壊、財産の略奪・暴行が行われ、大量の難民が発生した (黒川 1981, 中谷 2017, 野村 2016)。一方、ヨーロッパでは19世紀の国民国家形成時期に同化政策が進み、ユダヤ人は自身が属する国家の「国民」として生きる努力を重ねていった (堀川 2008)。しかしフランス革命 (1789年) 後の第三共和政下では、ユダヤ人の社会的躍進と地位向上が、翻って反ユダヤ主義の強力な風となり、ユダヤ人に苦難を強いる結果となった (ブレンナー 2001, 有田 1998, Ben-Gurion 1963) ⁹⁾。フランス革命後の資本主義や近代主義の新しい価値観がユダヤ人を解放に導くはずであったが、国家安定のための国民形成政策は政府主導の愛国主義となり、排外的国家主義や反ユダヤ主義を助長、推し進める結果となった (中谷 2002)。フランス国民として陸軍に在籍していたドレフュス大尉のスパイ冤罪事件 (ドレフュス事件) は、こうした経済の近代化と政治的愛国主義が結びついた第三共和政下における反ユダヤ主義が生んだ特徴的な事件といえる。

当時ジャーナリストであったテオドル・ヘルツル (Theodore Herzl) は¹⁰⁾、ドレフュス事件をきっかけに『ユダヤ人国家 (Der Judenstaat)』¹¹⁾を執筆、ユダヤ人の「自治 (self-governing)」の要求を目覚めさせた¹²⁾ (Ben-Gurion 1963)。ヘルツルは世界に反ユダヤ主義が厳然と存在することを認めたくて、ユダヤ人国家創設を「ユダヤ人問題の解決を求める」試みとしている¹³⁾。その国家設立構想は単なる夢物語ではなく「ユダヤ人国家は世界要請なのであり、したがってそれは成立するであろう」と述べ、その「動力」の源泉についても言及している。

さまざまな国においてユダヤ人たちが置かれている状況は、余計な解説の言を弄することなど無用とするほどに劣悪なのだと思はれる (ヘルツル 1991:2)。

圧迫と迫害によって我々を絶滅させることはできない。歴史上の如何なる民族も、我々が耐えたほどの戦いと苦しみを持ちこたえたことはなかった (ibid.; 10)。

ユダヤ人にとって民族国家樹立の要請は死活問題であった。ヘルツルは、「ユダヤ人国家」樹

立構想は「現実が発生する動力の使用を内容として」おり、その動力は「ユダヤ人の苦難である」という。ヘルツルたちはユダヤ人国家建設を目標に掲げた「世界シオニスト会議」を立ち上げ、シオニズムの反ユダヤ主義に対する方向性を決定した¹⁴⁾。一方で、差別や迫害による圧迫とこれによる義憤感情が「動力」となってユダヤ民族主義がヨーロッパ全土に拡散、シオニズム運動が活発化し、ユダヤ人国家建設が徐々に現実味を帯びてきた。当初は国家建設が最優先事項であり、建設地そのものは問題ではなかった。マダガスカル計画やウガンダ案も議論され、ヘルツル自身もイスラエル国家建設候補地としてパレスチナ以外にアルゼンチンを挙げていた¹⁵⁾。しかし、シオニストたちは「君の子孫にわたしはこの地を与える」という『創世記』の言葉をよりどころとし、次第に古代ユダヤ人国家の跡地として精神的・宗教的結びつきが強いパレスチナへの移住を奨励するようになった¹⁶⁾。

ユダヤ人国家の建設にはイギリスの協力が不可欠であった。第一次世界大戦勃発後、イギリスは1915～16年に交わされたフセイン＝マクマホン書簡のなかで、オスマン帝国への反乱およびイギリス軍への支援と引き換えに帝国解体後のアラブ人の独立とその支持を表明した¹⁷⁾。1916年には崩壊後のオスマン帝国領の分割について英仏露の秘密協定（サイクス＝ピコ協定）が結ばれ、1917年のバルフォア宣言でイギリス政府はユダヤ人に「民族郷土」の設立とパレスチナ移住を約束、「イギリスの三枚舌外交」と呼ばれる3つの外交文書が成立した（臼杵2011、池内2016）。バルフォア宣言はパレスチナにおけるユダヤ人の民族郷土建設がイギリス政府に承認された根拠とされてきたが（Ben-Gurion 1963）、その文言は「パレスチナにユダヤ人種のための民族郷土を設立することに賛成」するとしながらも「パレスチナに在住する非ユダヤ社会の市民的、宗教的権利およびいかなる他の国たるかを問わず現在の国籍と市民権に完全に満足しているユダヤ人が享受している権利と政治的地位をそこなうようなことはしないむね明確に了解される」と記載されている。これはシオニストが宣言の草案で要請した「パレスチナをユダヤ人の民族郷土」とするのではなく、「パレスチナに民族郷土を設立する」とした点、および非ユダヤ社会の権利尊重を加えた点は、シオニストにとっては大いなる妥協であったが、イギリス政府はパレスチナに在住する非ユダヤ人社会の権利侵害をも承認する意図ではなかったことがうかがえる（笹川1974）¹⁸⁾。

バルフォア宣言で使用された「民族郷土」という表現は、当時、生まれ育った土地や国家での生活を望むユダヤ人も多かったことから、国家建設に必ずしも同調しない同化ユダヤ人に配慮して選ばれた言葉である。しかし、こうした同化を望むユダヤ人の意図とは裏腹に、第一次世界大戦直後のドイツでは敗戦の衝撃で政府に対する批判が噴出、「帝国軍の敗北と第二帝政の崩壊はユダヤ人と左翼が銃後で混乱を引き起こしたためである」との言説を流布し、敗戦に憤る国民感情を政府にではなくユダヤ人に向けたのである（芝2018）。この流れは1920年以降ヒトラー率いるナチス党が躍進した際にも引き継がれ、人種主義、ナショナリズムおよびインフレによる経済破綻が重層的に反ユダヤ主義を後押しし、第二次世界大戦で約600万人が犠牲となったホロコーストにつながった（村瀬1968）。

2 国連分割協議からホームランド建設へ

第二次世界大戦後の1947年2月18日、イギリスは委任統治領パレスチナの統治権限を放棄し、

問題の処理を国際連合に付託すると発表した。国連はパレスチナ問題解決のためユダヤ側とアラブ側の意見調査を行い、同年5月に国連パレスチナ特別委員会（United Nation Special Committee on Palestine: UNSCOP）を、9月には同アドホック委員会を設立し、内二つの小委員会がそれぞれ分割案と単一国家案を検討した。第二小委員会においては先住パレスチナ人の権利や国連の権限、ユダヤ難民をパレスチナのみが受け入れることの正当性など、分割案に対する疑問が投げかけられた¹⁹⁾。しかし採決において単一国家案は否決され、第一小委員会が提示した分割案のみが国連総会に提出され（UN 1947, 佐藤 2017）、その結果11月29日に国連総会はパレスチナ分割決議案181号を採択、イスラエル国（The State of Israel）建国の承認が決定した²⁰⁾。

翌年5月14日、後に初代首相となるベン＝グリオンがテルアビブで独立宣言を読み上げ、イスラエルは独立国家となった。ヘルツルが『ユダヤ人国家』を発表して50余年、ユダヤ人のホームランド（Homeland：祖国）が誕生した瞬間である。一方、イスラエルと国境を接するエジプト、トランス・ヨルダン、シリア、レバノン、イラクのアラブ連盟5カ国はイスラエルに宣戦を布告、第一次中東戦争（1948-49）が勃発する。その間「ユダヤ人国家²¹⁾」イスラエルには、イギリス、フランス、ルーマニア、南アフリカや旧ソビエト連邦からもユダヤ移民が流入し、その数は3年で68万人を超えた（表1）²²⁾。ユダヤ移民と先住パレスチナ人との間には衝突が頻発し、ハガナー（Haganah, חַגָּנָה: ユダヤ人軍事組織）やイルゲン／エツェル（Irgun, אִרְגָּן / Ezel, אֶזֶל: ユダヤ民族軍事機構）による虐殺、攻撃および情報戦により約75万人が同地から追放または一時避難を余儀なくされた²³⁾（Pappe 2004, Ben-Ze'ev 2011）。パペ（2006）は当時のパレスチナ人虐殺を「民族浄化（Ethnic Cleansing）」と捉え、戦争犯罪として規定したICC（International Criminal Court: 国際刑事裁判所）の定義に該当すると主張する。さらに、この民族浄化は1947年12月、すなわち国連分割協議181号が採択された直後から始まっており、その結果、1920年代は全人口の約90%を占めていたパレスチナ人人口が3分の2まで減少する一方、ヨーロッパからの難民とシオニストの入植でユダヤ人人口は全人口の3分の1まで膨れ上がったのである。パペ（2006）は、これは当時のパレスチナにおける現実の人口構成を黙殺し、シオニストの要望に応じた国連が、ホロコーストの埋め合わせをパレスチナに押し付けたからである、としている。

表1 イスラエル建国後の移民数

最後の住所地	移民の期間		
	1948-1951	1948-2006	
アジア系 ¹⁾	237,352	551,599	
アフリカ系		93,951	497,450
	エチオピア	7	79,125
	南アフリカ	683	21,676
ヨーロッパ ²⁾		326,786	1,688,870
	旧ソ連 ²⁾	4,916	984,845
	イギリス	2,306	34,310
	フランス	3,378	78,121
	ルーマニア	116,497	242,707
アメリカ&オセアニア		5,140	242,707
	アルゼンチン	1,148	66,990
		2,214	109,482
合計	687,624	3,012,298	

1) 1990年までの旧ソビエト連邦アジア地域からの移民を含む

2) 1990年までの旧ソビエト連邦ヨーロッパ地域、および旧ソビエト連邦からの最後の住所地が不明の移民を含む

出典：Israel Central Bureau of Statistics（2012）より筆者作成

3 住宅供給プロジェクト—建国編

こうして1940年代後半、シオニストは力づくで国家建設計画を推進していた。オルウェイル (2017) はシオニズムを「住宅供給政治 (Housing Regime)」と位置づけ、イスラエルの国民国家形成は住宅供給とバラレドであり、ユダヤ人を「祖国」に再び「先住民」として根付かせイスラエルの礎と成すのが住宅供給の役割である、とする²⁴⁾。UNSCOP 第二小委員会が指摘したように、当時パレスチナにおけるユダヤ人

とパレスチナ人の人口比は1:3、かつユダヤ人のほとんどが近々にパレスチナへ移住した移民であったことから、ユダヤ人の土地保有率は6%に過ぎなかった。他方、パレスチナ人は数百年来の住民が90%以上の土地を保有していたにもかかわらず、分割案における土地配分はユダヤ人56.47%、アラブ側には42.88%と著しく公平性を欠くものであった²⁵⁾ (表2) (Forman & Kedar 2004, Khalidi 1997, 高橋 2015, UN 1949, Hadawi 1957)。

しかし、パレスチナの半分以上の土地を取得したものの、人口においてユダヤ人が少数派であることは国家にとっては望ましい状況ではなく、ベン＝グリオンは国家形成のマンパワーを増強するため人口倍増計画を実行、近隣の中東諸国や北アフリカの移民を取り込み、1953年には建国時の2倍、56年には3倍にユダヤ人人口を増加させることで、イスラエルを名実ともに「ユダヤ人国家」に設えようとした (白杵 2007, Tzfadia 2006)。カルモン (2001) によれば、そもそもイスラエルは建国当初から住宅供給を国家目的達成のための重要なツールとして利用してきた。建国時にクネセット (Knesset: イスラエル国会) が掲げた国家目標を達成するための政府の主要な役割は、①国家安全保障の維持、②国外からのユダヤ人移民の受け入れ、③上質な国民生活基準の達成である。住宅供給はこれら国家目的を充足するための包括的位置づけとして、国家建設の一部として位置づけられている。国家が率先して住宅供給を主導する背景には、基本法に掲げたユダヤ人国家と民主主義の併記がある。つまり、この矛盾した理念に正当性を与えるためには、より多くの国外ユダヤ人を受け入れて国内に定住させることで、過半数を上回る人口を得ることが国家目標の背後にあったのである (Tzfadia 2006)。

そのため政府は1950年にすべてのユダヤ人にイスラエルへ移民の権利を与える「帰還法」を制定し、法的にも手続的にもユダヤ人移民受け入れの簡便化を行った²⁶⁾。イスラエル政府の住居政策は、単に増加する人口に対処するだけでなく、政治・経済・国家安全保障を達成する手段として用いられていたのである (Lewin-Epstein et.al 1997, Allweil 2017)²⁷⁾。

イスラエルへの「帰還」を希望するユダヤ人家族に対しては、ユダヤ機関 (Jewish for Israel) が帰還を実施・促進する仮の政府機関として活動を担った²⁸⁾。増加する移民への対応は、国家が保有する廃屋/空き家を住居として割り振るなどして便宜を図った²⁹⁾。この「廃屋/空き家」こそ、パレスチナ人が追放、強制退去もしくは一時避難のために住居を空けていた、実質的に

表2 パレスチナ人口分布と土地配分

1946年12月31日推定 (1947年6月修正)				
	土地配分	人口(人)	面積(mile ²)	占有率%
ユダヤ人 (a)	ユダヤ	608,230	5,893	56.47%
	ムスリム	1,076,780		
キリスト教徒	アラブ	145,060	4,476	42.88%
		その他		
	エルサレム*		68	0.65%
合計 (a)		1,845,560		

(a) 修正推定

* 国際管理地区

出典: United Nations Conciliation Commission for Palestine (1949) Hadawi (1957) より筆者作成

は「現住建造物」であり、これらの住居が早い者勝ちのように帰還ユダヤ人の新住居として埋まっていた (Frère 2020, Allweil 2017, Lewin-Epstein et. al 1997)。1948 年前後にパレスチナに移住したユダヤ人の多くがこのような形で祖国に住居を獲得していたのである。

4 小括

19 世紀後半から民族郷土、^{ナショナル・ホーム ホームランド} 祖国建設までの流れは、反ユダヤ主義の勃興とシオニズムが絡み合う歴史と重なる。この時期にユダヤ人が経験した過酷な運命こそが国家建設への「動力」となった。迫害がシオニズム運動に発展し、ユダヤ人の意識下に^{ホームランド} 祖国に対する不撓不屈の思いが生まれたのである (黒川 1981, 1982, 中谷 2017) ³⁰⁾。既述のように、国家建設の法的正当性は国連総会決議 181 号が担保する。しかし、かれらがパレスチナに住居を取得した法的・手続的正当性については議論の余地が残されている。パレスチナ難民の帰還を含むこれら建国時から引き継がれている住居問題が、現在の占領地への入植問題につながっているのである。

Ⅲ 占領と家屋破壊

1967 年イスラエルは第三次中東戦争 (六日戦争) で勝利し、ゴラン高原、ヨルダン川西岸地区、ガザ地区、シナイ半島を占領した。占領後、イスラエルは東エルサレムとその周辺地域を加え、エルサレムを「再統一」したとして管轄権を拡大、物理的支配を強化した (池田 1991)。占領地の支配権を掌握したとするイスラエル側に対し、国連はあくまでも「占領地にはジュネーブ条約第四条約が適用される」との姿勢を崩さず ³¹⁾、2016 年の安保理決議 2334 号においてもその立場を貫いている (UN 1997, 2021) ³²⁾。しかしながら、同決議は強制力を伴うものではなく、現在もイスラエルは西岸地区と東エルサレムで入植地を拡大し続けている ³³⁾。

1 戦時占領と入植活動

2021 年 6 月、国連事務総長は国連安保理決議 2334 号について、2021 年 3 月 23 日から 6 月 11 日までの実施調査報告書を公表した (UN 2021)。2334 号は、2016 年 12 月 23 日に採択されたイスラエルによるパレスチナ占領地での入植活動を非難し、全ての入植活動の即時停止と完全なる撤退を求める決議である。採決当日、アメリカ合衆国大統領就任以来イスラエルによる占領および東エルサレムの入植活動を快く思っていなかったオバマ大統領は、決議の際に拒否権を発動せず棄権することを命じ、これにより 36 年ぶりにイスラエルへの非難決議が採択された ³⁴⁾。実施調査報告書は「1967 年以降イスラエルが占領している東エルサレムを含むパレスチナ領での入植地建設は、いかなる法的正当性も有しておらずまぎれもない国際法上の明白な違反であり、かつ二国家解決と正義、永続的かつ包括的平和達成の主たる障害」であることから「同 (2334 号) 決議で安保理は入植の即時および完全な撤退を何度も繰り返し要請した」が、今回の調査期間中まったく実施されていなかった、と報告している (UN 2021)。

そもそも戦時占領とは交戦国が敵国の領土を事実上軍の支配下に置くことをいう。国際法上敵国の領土における軍の権力についてはハーグ陸戦条約の第 43 条で「占領者は絶対的な支障がない限り、占領地の現行法律を尊重して、なるべく公共の秩序及び生活を回復確保する為、施

せる一切の手段を尽くさなければならない」と規定されており、ジュネーブ条約（第四条約）においても集団的懲罰の禁止を含む包括的な紛争当事国の文民保護が義務付けられている。まして、占領地への入植行為は重大な国際法違反である（市村他 2015）。1967 年の占領後、1979 年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約によりシナイ半島はエジプトに返還されたが（1982 年完了）、パレスチナの両地区とゴラン高原は現在もイスラエル国防軍（Israel Defense Forces: IDF）の占領下にある。戦時中と占領下での軍の任務は異なり、占領軍は占領地の治安維持が義務化されるため、IDF は被占領国の住民を同地の警察権力に変わって保護する責任を負うが、入植者によるパレスチナ人への暴力行為について IDF が咎めることはない（Breaking the Silence 2012, 土井 2008）³⁵⁾。イスラエルはハーグ陸戦条約の締約国ではないが、ジュネーブ条約については 1951 年に批准しているため、国際法および国際人道法上の義務として被占領国の文民を保護しなければならない。しかし国際社会の理解に反して、イスラエルは占領当時のパレスチナが「独立国家」ではなかったことを理由に、パレスチナはジュネーブ条約の適用外であると主張している。しかし、人種による法適用の差別、尋問の際の拷問などは、明らかな国際法違反といえよう³⁶⁾（Amnesty 2021, 高橋 2015, 岡野内 1997）。

2 東エルサレム：シルワンの家屋破壊

東エルサレムのシルワン村（سلوان: Silwan）は、2005 年よりイスラエル政府によるパレスチナ人住民の強制退去と家屋破壊が急速に進んでいる地域である（立川 2010）。シルワンはエルサレム旧市街の噴門（Dung Gate）を出てゆるやかな坂を下った旧市街の南西に位置する。1967 年以降、この静かなパレスチナ人居住区にイスラエルの占領政策が進行し、ユダヤ人入植者が急増した。現在、シルワンには 60,000 人余りのパレスチナ人が住居を構えている³⁷⁾。

ワディヒルワ・インフォメーションセンター（Wadi Hilweh Information Center）は、2009 年に設立され、パレスチナの地名や活動、語り継がれてきた物語や土地を守る活動を行っている（写真 1）。同センターでは、歴史保存とその展示、女性のエンパワーメントや子供たちの文化活動など住民支援の活動に加え、イスラエルの入植・破壊活動の被害を受けた住民の救済、および抗議行動などを行っている。2013 年、シルワン地区の調査に訪れた際、職員のアマル氏（仮名）が村の家屋破壊の現状について話をしてくれた³⁸⁾。センターの道路を隔ててすぐ向かいには「遺跡発掘現場」があるが、もともとそこにはパレスチナ人家族が住んでいたという。イスラエル政府は遺跡発掘を理由にパレスチナ人の住居を破壊し、強制的に退去させる。家を壊された住民は仕方なく別の地域に住む親せきに身を寄せるなどしているという。12 歳から 19 歳の若者が「投石」を理由に逮捕され³⁹⁾、裁判も受けずに数か月収監されることも珍しくない。別の職員は、この地域で起きている家屋破壊と



写真 1 ワディヒルワ・インフォメーションセンター
出典：筆者撮影（2013）

人権侵害の実態を伝えたい、と語った（写真2）⁴⁰。

前述のように安保理決議2334号は入植地建設を国際法違反とみなし、即時撤退を要求している。2021年実施報告書は、報告期間中（2021年3月23日～6月11日）同決議がどのように実行されているかを観察し、次のように報告している。

報告期間中、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地域において、パレスチナ人が所有する建物の取り壊しと差し押さえが続いた。パレスチナ人が取得することがほとんど不可能なイスラエル発行の建築許可証がないことを理由に、イスラエル当局は72棟の建物を取り壊し、差し押さえ、または（所有者に対し）取り壊しを強制した。その結果、子ども47人、女性15人を含む78人が避難し、357人が影響を受けた（UN 2021; Settlement activities #4）。

同報告書は入植と家屋破壊、強制退去や執行停止を求めた裁判の保留・延期に加え、調査期間中に起きたその他の事件も詳細に記述している。これらは違法建築を理由に行政処分として執行されるが、そもそもパレスチナ人が住居の建築・改築・増築を申請しても地方行政は建築許可を出すことはない。シルワン地区では建物の二階、三階部分に次々と増築する家があちこちに建っている（写真3）。これらすべてが違法建築ではないものの、無許可事例が相次ぎ、当局に「違法建築」と判断されて破壊される状況が続いている⁴¹（飛奈2009, UN 2021, Darcy 2003）。



写真2 東エルサレムの家屋破壊（シルワン地区）
出典：筆者撮影（2013）



写真3 上層階を増築した家（シルワン地区）
出典：筆者撮影（2013）

3 住宅供給プロジェクトー入植地編

建国時の住宅供給が国家プロジェクトであるように、1967年以降の入植地建設も「持ち家を建てよう（BYOH: Build Your Own House）」政策としてイスラエル政府が積極的に牽引した（Allweil 2017）。建設にあたっては、労働シオニズムが築いた集産主義的共同体のキブツ開発モデルを採用し、比較的安価で購入可能でかつ宗教的地域に住む特権意識の付加価値がつけられた点、さらに開発に伴う雇用を創出する経済的發展を促進する点でも歓迎された⁴²。BYOH政策はイスラエルの右派政権の支援を受けて、土地分配や住宅ローン、インフラ整備までもが入

植地開発に組み入れられており、こうした占領地への入植は住宅価格上昇率の抑制にも貢献している (Carmon 2001)。こうした政府政策の後押しもあり、占領地では「違法建築」を理由とする家屋破壊が急激に増加、入植地開発による巨大マンションの建築が進み、ユダヤ人入植者を住まわせて軍の駐屯地として使用するなど、入植地を「祖国の領土」としてイスラエルに併合する戦略的入植活動が推し進められている (Allweil 2016)。住宅はかつてシオニストたちが求めた精神的・身体的「避難場所」としてではなく、より積極的なパレスチナ人への「政治的暴力」として利用されている。

4 小括

本章であきらかなように、占領地の拡大と家屋破壊は国際法違反である。2021年には、東エルサレムを含むパレスチナ占領地全域で行われた重大な国際犯罪について、国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) が管轄権を有すると裁定し、同年3月に調査を開始した (HRW 2021)。1947年には国際社会の支持で国家承認を得たイスラエルであるが、現在の占領地および東エルサレムへの入植による祖^{ホームランド}国拡大は、国際社会がNoを突き付けている。では、こうした違法な占領による入植地の拡大について、イスラエルの人々はどのように感じているのだろうか。次章では、紛争下の人々の社会心理の観点から Home の意味を考察する。

IV Home と社会的信念

国家建設の歴史や占領地への入植活動をから見えてくるユダヤ人の Home とは何か。ここで解決困難な紛争を支える社会的信念を分析の枠組みとして、そこから見えてくるユダヤ人の Home について検討する。

1 Home とは何か

ローレンス (1987) は「What Makes a House a Home」のなかで、'house' と 'home' の違いを述べている。まず、house は物理的単位であり、世帯構成員の範囲を明確にし、内部で活動する際にシェルターと安全な空間を提供、外部との境界として機能する。一方、home はより幅広い概念で捉えられており「文化的、社会人口統計学的、心理的、政治的かつ経済要因によって定義し、かつ定義される複雑な存在」である、とする。この home を定義する要因を各特質ごとに表3にまとめた。このうち、注目すべきは「文化的特質」の世界観、慣習、規範などの暗黙のルール、現存および歴史上の共通の価値観と、「心理学的特質」の自尊心、個人のアイデンティティ、個人的価値観である (Lawrence 1987, 中島 1996)。いわば、home は個人的・社会的意識を凝縮した概念として、生活の基盤を構築しているのである。

では、イスラエルのユダヤ人の凝縮された個人的・社会的意識とはいかなるものか。既述の通り、建国までの歴史でユダヤ人は長年反ユダヤ主義による苛烈な迫害を受けてきた。第二次世界大戦では600万人におよぶ同朋の命が奪われ、建国後も75年近く紛争状態が続いている。こうした経験がかねらの世界観、規範、個人的価値観などに影響を与え、文化的・心理学的特質を規定しているのである。一方で、イスラエルは国家建設の際にはパレスチナ人所有の家屋

表3 home の特質と主要な要因

文化的特質	社会人口統計学的特質	心理学的特質
世界観	居住者の年齢・性別	自尊心
親族関係の規範とルール	人口統計学的構造と家族構成	個人的アイデンティティー
家のレイアウトと方位	世帯収入	個人的空間とプライバシー
家の建築方法	職業的地位, 社会階級	志と目標
家庭のライフスタイル	家庭用製品技術の影響	個人的価値観: 家庭内空間と物
言語: 階級 分類	社会-経済的価値観: 空間・物	個人的嗜好: 家の形状と構造
社会と家庭の儀式	家庭の役割・社会の役割	個人的ルール
暗黙のルール: 風習・規範	家庭の日常習慣	住まいの履歴
明示的なルール: 建築法規	社会生活と日常習慣	主観的人生の段階
共有価値: 現存の, 歴史上の	宗教的信念と宗教的慣習	家庭の象徴: 象徴主義

出典: Lawrence (1987), 中島 (1996) より筆者作成

に移民のユダヤ人を住まわせ、かれらの帰還を阻止して難民化した⁴³⁾。1967年以降は、占領地に先住するパレスチナ人に対して建設許可の交付を恣意的に避け、違法建築として住居を破壊、ユダヤ人の入植地を建設する。いわば、自ら他の民族に迫害や追放を行っているのである。この点、解決困難な紛争概念におけるイスラエルの「社会的信念」が、ユダヤ人に共有される「意識」を浮き彫りにすることで、かれらの行動に説明を与えてくれる。次項では、この概念からユダヤ人のHomeを分析する。

2 解決困難な紛争と社会的信念の形成

解決困難な紛争概念は、1980年代、社会心理学を中心に紛争のダイナミクスと紛争当事国の人々の社会意識に焦点を当て⁴⁴⁾、紛争長期化の原因を紛争地の政治、社会、文化に対する人々の心理学的視点から分析し、紛争の平和的解決を模索した。この概念は、民族対立や社会構造が紛争の長期化・激化を後押しし、紛争当事国の内的心理状態が社会的基盤となってあらゆる場面に影響を与え、日常生活だけでなく規範形成や政治的判断にまで影響を及ぼす、というものである⁴⁵⁾ (Bar-Tal 2007, Coleman 2003, Kriesberg 1993)。

イスラエル・パレスチナ紛争は、アイルランド紛争やボスニア・ヘルツェゴビナ紛争に並び、解決困難な紛争として位置付けられている (Kriesberg 2005, Bar-Tal 1998)。この紛争の解決には、これまでも仲介者や国際社会の支援を得て断続的に和平交渉が行われ、発展的合意もなされてきたが、合意内容が実施されず、あるいは停戦が破られて武力紛争が繰り返される。まさに、長期継続、和解不能、暴力的、社会的・総合的参加、ゼロサムの特質など解決困難な紛争の特徴が顕著に現れた例といえよう。(Coleman 2006, Bar-Tal 2013)。

このような長期紛争下に置かれる人々の心の中には紛争の精神 (Ethos of Conflict) が根付き、そこに社会的信念が構成される⁴⁶⁾。イスラエルのユダヤ人社会にも紛争下の人々に特有の社会的信念が植え付けられていった⁴⁷⁾。社会的信念は、紛争当事国の国民の民族的歴史とアイデンティティー、宗教、政治的信条、心理的トラウマなどを背景に集団内で共有され、紛争自体の方向性を左右するだけでなく、国家、民族の未来を決定する要因となっている (Bar-Tal 2013, 1998)。バル＝タルは社会的信念の内容を8項目に分割し、それぞれの特徴を示した (表4)。各項目の特徴はユダヤ人社会の共通の言説として日常生活の中に溶け込んでいる⁴⁸⁾。

バル＝タルが示した社会的信念の特徴は、ローレンス (1987) による home の特質を具体化し、

表4 社会的信念の内容と特徴

項目	具体例	特徴
自己目標の正当性	倫理的義務 cf. 聖なる地・ 祖国の奪還	自らの所属する国家や集団は正しいことをしている、という認識。 自分のグループの目標の正当性についての信念は、その目標を概説し、説明し、正当化する。これらの信念は、なぜ紛争が勃発したのか、そしてなぜ紛争を継続し、その目標のために犠牲を払うことが重要なのかについて、意味のある首尾一貫した図式を提供する。多くの場合、紛争を開始するための目標は、最高かつ実存的に重要なものとして提示され、それを達成できなければグループの存在が脅かされる可能性があることを強調する。
敵方の非合法化	非人間化 暴力の肯定 cf. ナチス シオニズム	敵方を人間の基本的な規範や価値観に違反していると思われ、それゆえに不当な扱いを受けるに値するため、その集団を許容できる規範や価値観の範囲内で行動する人間集団の領域から排除する、極めて否定的な社会的カテゴリーに分類すること。敵対者の人間性や道徳性を否定し、非合法化された集団に危害を加えることを心理的に許す。
犠牲者性	集合的記憶 正当化事由 cf. ディアスポラ ・ホロコースト	犠牲者でいること＝暴力に苦悩する、自己正当化、肯定的自己イメージ、相手方の性質の弱体化および目標の不当性の強調などが底辺にある。 他の集団またはグループによって集団に与えられた結果を、当然ではなく、不当であり、不道徳であると見なし、被害を防ぐことができなかった集団に共通する考え方。
肯定的な 集団的自己イメージ	差別化 倫理的強化 ヒロイズム 罪悪感の軽減 暴力の正当化	特性、価値、技能、過去の行動、人類と文明への貢献などの肯定的イメージに加え、道徳的優越感、選択性、権利などの共有された信念＝民族中心主義の傾向を表す。 暴力に頼り、攻撃的で非道徳的な行為（時には残虐行為）を行うため、安定したポジティブな自己イメージとポジティブな社会的アイデンティティを維持する必要がある。 解決困難な紛争は、その性質上、戦闘に参加した人間（兵士や戦闘員）の殺害のみならず、民間人の殺害、強姦、傷害、暴行、拷問のほか、基本的人権の侵害、屈辱、破壊などが含まれ、虐殺や民族浄化などの残虐行為にまで及ぶ、道徳的規範に反する行動を伴う。 自分たちが善良な人間であるという強い（認識の）必要性を有する。当該集団は、激しい自己正当化、自己顕示、自己賛美を行い、道徳的な道を外れる傾向にある。
安全保障	軍国化 国際社会の認識	解決困難な紛争時に発生する脅威の性質を指摘し、個人と集団の安全の重要性を強調し、平和を実現するために必要な条件を列挙する。安全は、個人にとっても、集団や社会システムにとっても、秩序ある存在の不可欠な前提条件である。この目的は、人間の基本的な欲求のひとつを反映しており、保護、安全、生存への欲求を含む。個人としても社会の一員としても、人間はこれらの欲求を満たそうと努力するが、それは通常の生活を営むための前提条件となるからである。
愛国主義	犠牲・殉職の美化	愛国心は、社会の構成員が肯定的に評価する社会に所属したいという人々の願望に基づく。愛国心は、社会や国に対するグループのメンバーの愛着を意味し、帰属意識、愛情、関心を伴うため、民族グループや国家に必ず見られる。国民や国に対する愛情、配慮、忠誠心などの信念は、社会の構成員を結びつける重要な絆を生み出す。
団結（統一）	社会的支援 共通理解	外部からの脅威に直面したときに、内部の不和や意見の相違を無視して団結を維持することの重要性を指す。共通の起源、歴史、伝統に言及し、目標、価値、規範についてのコンセンサスを強調する。これにより、合意の境界を画定し、適合するように圧力をかける。内部の対立が共通の目的を害する可能性があることを強調している。
平和	達成目標	トンネルの向こう側に必要とする光であり、前向きな期待 平和の提示＝究極のゴールではあるが、紛争解決への具体的道筋は示されず、世界に向けた愛すべき平和の追求者としての自己イメージの創出や、一般的な夢や希望を表れと解される。

出典：Bar-Tal (2013) より筆者作成

表5 home の特質に重なるユダヤ人社会の特質と社会的信念

特質	ユダヤ人社会における特質	社会的信念
世界観	ディアスポラ・反ユダヤ主義	自己目標の正当化
親族関係の規範とルール	ユダヤ人/ユダヤ人国家	犠牲者性/団結
家の建築方法	国家政策:合法的収奪/暴力的強奪	団結
家庭のライフスタイル	「日常」の擬制	自己目標の正当化
言語:階級 分類	ヘブライ語:ユダヤ>パレスチナ	愛国主義
社会と家庭の儀式	安息日	平和
暗黙のルール:風習・規範	シオニズム/徴兵制	愛国主義
明示的なルール:建築法規	ユダヤ人国家 優越性 占領	敵方の非合法化
共有価値:現存の, 歴史上の	ユダヤ人の民族性	自己目標の正当化/犠牲者性
居住者の年齢・性別	徴兵制	団結/愛国主義
世帯収入	中流階級	肯定的な集団自己イメージ
職業的地位, 社会階級	同一民族内の格差・差別	自己目標の正当化
社会-経済的価値観:空間・物	ユダヤ人の優越性	敵方の非合法化
家庭の役割・社会の役割	生命・財産・家族の安全保障	安全保障
社会生活と日常習慣	長期紛争との共存	肯定的な集団自己イメージ/犠牲者性
宗教的信念と宗教的慣習	ユダヤ教の教義/シオニズム/世俗的	自己目標の正当化/肯定的な集団自己イメージ
自尊心	ユダヤ人/ユダヤ人国家:優越的地位	愛国主義
個人的アイデンティティ	ユダヤ人:出自の違い	肯定的な自己イメージ/犠牲者性
志と目標	ユダヤ人国家/占領地の併合	自己目標の正当化/平和
住まいの履歴	2000年のディアスポラ	犠牲者性
家庭の象徴:象徴主義	ユダヤ人国家	肯定的な集団自己イメージ

出典: Lawrence (1987), 中島 (1996), Bar-Tal (2013) より筆者分析および作成

その内容を詳らかにする(表5)。イスラエルにおいてHomeが体现しているものは、シェルターとしての「住居」であるばかりではなく、ユダヤ人の悲願である国家の最小単位としての核であり、国家目標を達成するための政策の一部であり、かつ紛争を勝ち抜くための政治的道具のひとつなのである。他方、民族的歴史とその経験から共有される社会的信念は、長期紛争の心理的・社会的支持基盤を形成するのみならず、建国時の住宅供給から現代の占領地における入植地問題まで、さまざまな政治的・社会的事象に顕現している。土地や場所への執着は、多くの場合イデオロギーや宗教的・文化的要因と社会政治的要因が重なり合うことで伝播することが報告されており(Rozin & Wolf 2008)、イスラエルのパレスチナ占領政策は、ナショナリズムや愛国主義が占領地への違法な入植として現れた結果である。

ユダヤ人社会の共通認識と国家目標であるところのシオニズムの完結、占領地を含む「エレッツ・イスラエル(イスラエルの土地)」におけるユダヤ人のHomeとは、民族の歴史の集大成であり、長年の悲願の具体的実現である。ヘルツルが示した国家建設の「動力」としてのディアスポラや反ユダヤ主義、その苦悩が生んだシオニズムの理念、占領地の入植地建設と家屋破壊は、ユダヤ人のHome建設・維持という国家目標であり、かつ長期紛争の「動力」として社会的信念と深く結びついているのである。

V まとめ

ユダヤ人のHomeは、解決困難な紛争を支える社会的信念やイスラエルの国家政策・国家理念と相補的に関わり、支え合う関係にある。イスラエルのユダヤ人にとって「家」は単に物理的住居に留まるものではなく、2000年のディアスポラを経験し、反ユダヤ主義による迫害を経て、

600万人の同胞が命を落とした凄惨なホロコーストを生き延びたのち、ようやく手にした民族^{ナショナル}郷土^{ホーム}に築いた避難場所であり、ユダヤ人の歴史的・将来的心の拠り所である。生活基盤の安全性や経済的象徴としての意味合いもさることながら、ディアスポラを凌駕する、アイデンティティーとしてのユダヤ民族の「帰還」実現を象徴する祖国^{ホームランド}をも意味する。ヘルツルが示した国家建設の「動力」としての苦難の歴史と、解決困難な紛争を支える社会的信念との共通項こそ、ユダヤ人の Home を形作っているのではないだろうか。ユダヤ人の Home とは、民族の歴史と経験、未来の象徴として通底する共通意識なのである。

しかし忘れてはならないのは、かれらの築いた Home のすべてが国際社会で認められているものではないことである。たしかに、手続的には国際社会の承認の上でユダヤ人はパレスチナの地を得た⁴⁹⁾。1993年のオスロ合意では、パレスチナ自治政府もイスラエル国家を認め、国連安保理決議 242号を受け入れた⁵⁰⁾。しかし、現在も続く入植地建設は国際人道法に抵触する違法な建築であり、家屋破壊を含む被占領国の住民に対する暴力はジュネーブ条約違反の戦争犯罪である⁵¹⁾ (高橋 2015, 立山 1994)。ユダヤ人の Home が意味する民族の歴史と未来を国際社会が受け入れるのは、イスラエルが国家として国際社会の法規と規範を受け入れ、遵守するときではなかろうか。ユダヤ人の Home が単に「民族の」歴史と経験、未来の象徴という限定的な意味ではなく、パレスチナおよび国際社会との歴史的・心理的和解につながるより開かれた概念となりうることを願うばかりである。

注

- 1) 2010年12月18日、チュニジアではじまったジャスミン革命を皮切りに、アラブ地域に拡大した一連の政変。スペイン、イスラエル、アメリカでも政府に対する不満が爆発し、若者を中心に大規模な抗議行動が起きた (臼杵 2011)。
- 2) Harriet Sherwood, Harriet. (2011). *Israeli protests: 430,000 take to streets to demand social justice*. Available from The Guardian. < <https://www.theguardian.com/world/2011/sep/04/israel-protests-social-justice> > (accessed 29/09/2019).
- 3) Lawrence の home の概念は、日本語の「住まい」の感覚に似ている。Lawrence の解釈は中島 (1996) を参考にした。
- 4) 本稿で「イスラエルのユダヤ人」とは、主にイスラエル国籍を有するユダヤ人を表す。イスラエル国内はもちろん、パレスチナ西岸地区および東エルサレムの入植地に居住するユダヤ人も含む。パレスチナ人については、イスラエル国籍のパレスチナ人、西岸地区のパレスチナ人、ガザ地区のパレスチナ人など、居住地や国籍により使用を使い分けることをせず、特段の指定がない限りイスラエル国内および自治区に住むパレスチナ人を指す。
- 5) 「Intractable Conflict」の日本語訳としては「深刻な紛争」や「解決不能な紛争」といった表現もみられるが、ここでは Bar-Tal, Daniel. (2011). *Intergroup Conflicts and Their Resolution*, Routledge の翻訳本, D. バル・タル編著 (2012) 『紛争と平和構築の社会心理学—集団間の葛藤とその解決』 (熊谷智博・大淵憲一監訳, 北大路書房) における訳を採用する。
- 6) イスラエル・パレスチナ紛争の表記については、時代、執筆者の立場、取り扱うテーマによりパレスチナ／イスラエル紛争、パレスチナ問題、中東戦争、アラブ・イスラエル紛争などさまざまな呼称・表記が使用される (臼杵 1999, 2004, 大岩川 1991, 山本 2020, 池内 2016)。本稿では、イスラエルの社会心理および市民社会研究の立場から「イスラエル・パレスチナ紛争」に統一する。
- 7) 後述する第一次世界大戦中の3つの協定が、ユダヤ人の「民族的郷土 (ナショナル・ホーム)」建設

- とパレスチナ人のナクバに繋がった。「ナショナル・ホーム」はバルフォア宣言(1917)でイギリスのバルフォア外相からユダヤ系ロスチャイルド男爵に宛てた書簡において、パレスチナの地に「ユダヤ人の民族的故郷(ナショナル・ホーム)」の建設を承認し、支援を約束した文言の中で使用された言葉である(池内2016)。The Balfour Declaration. Available from Israel Ministry foreign affairs. <<https://www.mfa.gov.il/mfa/foreignpolicy/peace/guide/pages/the%20balfour%20declaration.aspx>> (accessed 2021/06/29).
- 8) ポグロムとは、「破滅させる、暴力的に破壊する」という意味を持つロシア語であるが、一般に1821年にはじまったロシアでのユダヤ人迫害運動・暴動を指す。ドイツ、ポーランドでもポグロムが発生し、ユダヤ人をターゲットにした虐殺や暴動は、第二次世界大戦終了後の1946年まで続いた。United States Holocaust Memorial Museum (unknown) *Pogroms*. Available from: Holocaust Encyclopedia <<https://encyclopedia.ushmm.org/content/en/article/pogroms>> (accessed 29/06/2021).
- 9) これらの文献は18世紀後半からのヨーロッパおよびロシアのユダヤ人が各国の政治的思惑の中で、あるときは「国民」として戦争に駆り出され、ある時は「国家内国家」として疎まれた複雑な立ち位置について、国家・政治・宗教・民族が絡む時代の趨勢を読み解く手がかりとなる(Ben-Gurion 1963; 3-6)。
- 10) ヘルツルは法律を学んでいたが、ジャーナリストに転身した。『ユダヤ人国家』出版後、シオニズム運動やユダヤ人組織活動の激務が祟ってか、1904年心臓病にて他界している(佐藤康彦(1991)「訳者あとがき—ヘルツルと『ユダヤ人国家』—」ヘルツル著(1991)『ユダヤ人国家』法政大学出版局所収)。
- 11) ヘルツルの著作は「シオニズム」というイデオロギーが展開するきっかけとなったと考えられている。その背景には、本著で指摘されている反ユダヤ主義に対するユダヤ人の心理的「動力」が作用したものと考えられる。
- 12) ヘルツルが移住先に指定しているパレスチナやアルゼンチンの先住民に対する絶望的ともいえる配慮の欠如は当時の情報が十分でなかったことも考えられるが、後述する「解決困難な紛争」概念による分析からは、自己正当化のため、あえて考慮に入れることを拒んでいたと考えるのが妥当であろう(ヘルツル1991:1-8, Ben-Gurion 1963; *ibid*)。
- 13) ヘルツル(1991; 1)はこれを『ユダヤ人国家』の冒頭で言及し、反ユダヤ主義と国家建設が反目する関係ではなく「組み合わせ」と表現している。
- 14) シオニズム運動の中心戦略とは「反セム主義への適合、そしてユダヤ人国家を手に入れるための反セム主義の利用」であって、これに反対・抗議するという姿勢ではない。ブレンナー(2001)は反セム主義の圧倒的な力に対し「世界シオニスト機構はけっして反セム主義と闘わなかった」とする(ブレンナー2001:5-10)。
- 15) マダガスカル計画の起源は古く、『ユダヤ人国家』に先立つ1885年に発案されており、ウガンダ案はイギリスが交渉において初期シオニストに提示していたとされる(芝2008; 79-84)。ヘルツルは、国家創設は「パレスチナかアルゼンチンか」のいずれかであるとして、「民族の世論が賛成するところのものを受け入れるであろう」とし、両地域を候補地として比較している(ヘルツル1991:32-33)。
- 16) シオニストたちは『創世記』の言葉をよりどころとしてパレスチナの地がユダヤ人の民族的郷土として与えられるべきものであるとしているが、超正統派は、この言葉こそメシアの再来を待つことを示しており、シオニストが強行した「自力救済」の国家建設ではないと考えられている(関根[訳]1956; 39-40, 白杵2002; 226-228)。
- 17) フセイン・マクマホン書簡でイギリスがアラブ独立国を認めた「範囲」にパレスチナは含まれていないとする説もあるが(Ben-Gurion 1963; 11), 笹川はマクマホンは書簡を送った時点ではパレスチナを含んでいた(アラブ独立国の除外地域には含まれていなかった)と説明している(笹川1974; 91-104)。
- 18) バルフォア宣言に至るまでのシオニストとイギリスのやり取りの詳細は笹川(1974)に詳しいが、アラブ人のオスマン帝国への反乱から第一次世界大戦後のアラブ諸国家の分割とその後のアラブ・ナショ

ナリズムの勃興については、白杵 (2011) に詳しい。

- 19) UN Ad Hoc Committee on the Palestinian Question, *Palestine Committee Continues Debate on Alternative Plans, 29th Meeting, GA/PAL/83. 24 November 1947*. Available from: UN The Question of Palestine. <<https://www.un.org/unispal/document/auto-insert-214147/>> (accessed 29/06/2021).
- 20) UN General Assembly, *Resolution 181 (II). Future government of Palestine*, A/RES/181 (II) 29 November 1947. いわゆる「国連パレスチナ分割決議 181 号」である。アラブ側は分割決議案を拒絶したが、ユダヤ側はこれを受け入れた。これにより、イスラエルは国家として承認されたが、パレスチナは長年独立国家として承認されなかった。2012 年 11 月 29 日、非加盟オブザーバー国家として国連総会決議で採択され、ようやく「国家」として国際社会の承認を得た。
- 21) 1948 年 5 月 14 日イスラエル国 (The State of Israel) 建国の際、同国を「ユダヤ人国家 (Jewish State)」と定義し、独立宣言書に記載した。Ben-Gurion, David et. al. (1948). *Declaration of Independence: Provisional Government of Israel, Official Gazette: Number 1; Tel Aviv, 5 Iyar 5708, 14.5.1948 Page 1*. Available from: The Knesset. <<https://main.knesset.gov.il/en/about/pages/declaration.aspx>> (accessed 14/07/2021).
- 22) Israel Central Bureau of Statis. (2012). *Immigration to Israel: 2007-2010*.
- 23) 「ハガナー」は、後のイスラエル軍 (IDF: Israel Defense Force)。「イルゲン」はユダヤ人族軍事機構 (The) National Military Organization in the Land of Israel) のヘブライ語の冒頭部分を取って英語名とした。「エツェル (ה'צח)」はヘブライ語の略称。尚、当時の軍事組織・軍事機構の活動については、Ben-Ze'ev (2011) が関係者への詳細な直接インタビューをまとめている。
- 24) Allweil は住宅供給がユダヤ人ナショナリズムの重要な一側面であるとして、シオニズムを強力な住宅供給プロジェクトとして定義づけしている。住宅供給の国家的ナショナリズムの発揚としての役割は、現在も続いている (Allweil 2017; 3-7)。
- 25) Khalidi (1997) によれば、分割案は法的にも倫理的にも公正さ、均衡、実効性などの点においてもあべき状態にないと批判している。UN Conciliation Committion for Palestine, *Settled Population of Palestine by Town and Sub-District, Estimated as at 31st December, 1946*. W/4 22 March 1949.
- 26) 1950 年制定の帰還法 (The Law of Return 5710) は第 1 条で「全てのユダヤ人はオレー (oleh: 移民) としてこの国に来る権利を有する」と規定している。The State of Israel. (2003). *The Law of Return 5710 (1950)*. Available from: Knesset. <<https://www.knesset.gov.il/laws/special/eng/return.htm>> (accessed 26/07/2021).
- 27) イスラエルの住宅供給政策に共通するのは、建国以来現在に至るまで、国家主導の一大プロジェクトであるということである。特に、次章で述べるように、1967 年以降の入植地の建設は労働シオニズムが推奨したキブツ (kibbutz: ヘブライ語で「集団」の意味) 建設の手法を取り入れ、入植地の「ユダヤ化」を推し進めた (白杵 2007)。
- 28) ユダヤ機関はイスラエルの政府機関の役割を果たしていたが、世界シオニスト機構との関係は、後にイスラエル基本法で制定される。基本的には、同一組織としてユダヤ機関は世界シオニスト機構のパレスチナ代表部として維持されていく。尚、岡野内 (1997; 83-84) は、イスラエルの帰還法はシオニズムを推進する「入植植民地主義」の国家法であるとしている。
- 29) Lewin-Epstein et.al (1997) は「1948 年のイスラエル独立戦争の際、アラブ人は数千もの空き家を残して逃走、または避難した。これらの住居はヨーロッパからのディアスポラユダヤ人と中東の周辺イスラム諸国から来た数千人のユダヤ人移民によって占拠された」としている。また、当時のユダヤ機関はイスラエルに移住したユダヤ人に住居だけでなく一部生活用品 (ベッド、毛布、灯油ランプ、簡易コンロ、ろうそくなど) の支給も行っていた (Tolan 2006; 105)。ユダヤ機関と世界シオニスト機構の関係は、基本法でも定められている。政府樹立までは世界シオニスト機構パレスチナ代表部が離散ユダヤ人社会を組織化していた。白杵 陽 (2001; 3) 「第 2 章イスラエル国」『研究報告 平成 12 年度外務省委託研究「中

- 東基礎資料調査—主要中国諸国の憲法—」[文書2]』日本国際問題研究所 <http://www.jiia.or.jp/global_issue/h12_kenpo> (2021年11月30日アクセス)。
- 30) 黒川 (1981) によれば、ロシア・ユダヤ人の迫害は商店・家屋および家財の破壊が主で、死者は比較的少数であり、ユダヤ人に対する日常的敵意が反映したものだという。しかしながら、発生直前には「ユダヤ人を虐殺してもよい」との噂が人々の間に広まり、その後実際にボグロムが発生したことで、ユダヤ社会に「故国イスラエルにユダヤ人による国家を樹立することこそ、迫害からの唯一の解決」であると感じさせた (黒川 1981: 17)。
- 31) United Nations (1997) は、1967年のイスラエルによるパレスチナ西岸地区および東エルサレムの占領について、ジュネーブ条約第4条が適用されることを確認しており、同様に2324号安保理決議も踏襲している。
- 32) ジュネーブ条約 (第四条約) とは、正式名称「戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約 (第四条約)」占領国、紛争当事国の住民の保護を規定した国際条約。
- 33) 2016年の国連安保理決議2334号は、国連が国家に対し法的拘束力発揮しうる国連憲章第7章に基づく決議ではない。2016年12月23日、イスラエル政府は同決議に従わない旨、声明を発表した。the State of Israel. (2016). *Israel responds to UNSC resolution, 23 Dec 2016*. Available from: Israeli Ministry of Foreign Affairs, Press Room. <<https://mfa.gov.il/MFA/PressRoom/2016/Pages/Israel-responds-to-UNSC-resolution.aspx>> (accessed 23/07/2021)。
- 34) オバマ大統領は就任の年に訪問したエジプト、カイロ大学での演説 (2009年6月4日) で入植活動を批難し、ただちに止めるようメッセージを発信した。The White House. (2009). *Remarks by the President at Cairo University, 6-04-09*. Available from: THE WHITE HOUSE, President Barack Obama. <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/remarks-president-cairo-university-6-04-09>> (accessed 29/09/2021)。中島 勇 (2016) 「No.151 イスラエル：入植政策を批判する安保理採決で米国が棄権」『中東かわら版』中東調査会 <https://www.meij.or.jp/kawara/2016_151.html> (2021年6月29日、アクセス)。
- 35) 2008年、筆者はイスラエルのNGO「Breaking the Silence (沈黙を破る)」の入植地ツアーに参加した。当時のヘブロンでは入植者によるパレスチナ人住民への嫌がらせが絶えなかったが、IDFはユダヤ人からパレスチナ人への暴力行為については介入しない (Breaking the Silence 2012; 288-291)。
- 36) イスラエル側は、パレスチナは1967年時点で「主権国家」ではなく同地は「係争地」と解釈されるためジュネーブ第4条約は適応されないと主張しているが、ジュネーブ条約は人権に基づく規約であるため、占領時に敵国が国家であるといふにかかわらず保護すべきであるというのが国際社会に通底する考え方であり、国連もこれを踏襲してパレスチナ領を「占領地」と考えている (IMFA 2003, UN 2016, 2021, 市村他 2015; 213)。ジュネーブ条約のパレスチナ西岸地区への適用については (市村他 2015) に詳しい。
- 37) シルワン村の現在の人口についてはCBI (2021) およびFrère (2020; 10) を参照した。
- 38) 1967年の占領開始以来、占領地におけるイスラエル政府およびIDFによるパレスチナ人への「懲罰的家屋破壊」が問題となっている。集団的懲罰としての家屋破壊は戦争犯罪に位置づけられており、国際法上違法であることは間違いないが、ICRC (International Committee of the Red Cross: 赤十字国際委員会) は1967年以降10年の間に1,224の家屋が破壊されたと報告しており、現在も「違法建築」等を理由に家屋破壊が続いていると国連事務総長報告書には掲載されている (Darcy 2003, UN 2021)。インタビューは本来実名で掲載することが理想ではあるが、シルワンの状況に鑑み、反政府発言や政策批判等がIDFによる家屋破壊に利用される可能性があるため、インタビュー時の合意に基づきここでは仮名とする。
- 39) 1989年のパレスチナにおける民衆蜂起 (インティファダ: انتفاضة, Intifada) の際、パレスチナには軍隊がなく武器を保持しないことから、銃や装甲車で攻撃するIDFの兵士たちに子どもたちが投石で抵抗した。これが世界的に報じられたことで、パレスチナ人の抵抗手段として、また抵抗運動の象徴とし

て定着した。

- 40) 2013年3月3日, ワディヒルワ・インフォメーションセンターにおいて筆者が行った職員2名へのインタビューに基づく。
- 41) 「違法建設」のからくりについて, 飛奈(2009)はイスラエルが法と行政, および管轄権を有していることで建設許可を出さず, 許可がないことを理由に裁判所が破壊命令を出すという国家的システムが家屋破壊を助長していると指摘する。ジャーナリストの土井俊邦氏は, 2021年1月23日~2月4日まで, 12回にわたってシルワンの家屋破壊について Yahoo ニュースに住民のインタビューを中心に, 詳細なレポートを連載している。報告では, イスラエルが課すとてもなく高い固定資産税や違法建設の罰金不払いなど, 手続き的締め付け以外にも, 金銭的にパレスチナ人を追い詰めていく方法が示されている。土井俊邦(2021)「【シルワン】—侵蝕される東エルサレム・1〈家屋破壊・1〉」『Yahoo ニュース』<<https://news.yahoo.co.jp/byline/doitoshikuni/20210123-00218997>> (2021年5月17日アクセス)。
- 42) Allweil (2017; 244-247)
- 43) Forman & Kedar (2004; 813-823) は, パレスチナがいかに「不在地 (absentee land)」となり, 後にイスラエルの土地となったかをクロノロジカルに論じている。不在地不動産法や土地取得法の制定, 帰還法, 法と制度で「合法的」に国有地化を行うとともに, 国外やパレスチナ自治区に避難したパレスチナ人は難民と化した。
- 44) パレスチナが国際社会で「国家」承認を得ているか否かについては議論があるが, 日本の立場は, 2021年11月29日「パレスチナに非加盟オブザーバー国家の地位を付与する国連総会決議に対し賛成票を投じた」こと, また, この決議が採択されたことをもって(条件付きではあるが)ここではパレスチナを「国家」として扱う。
- 45) 解決困難な紛争の概念は研究者によって分類の仕方が異なるが, ここでは主に Bar-Tal (2013) を中心に整理し, Kriesberg (1993, 2005) および Coleman (2003) の概念を採用する。
- 46) 社会的信念はその社会に属する人々に有力な方向性を示し, 現在の状況を明らかにし, 未来の目標を設置する。社会的信念は人びとの間に絆を育て, 個人を集団としてまとめる役割をも担っている (Bar-Tal 2013; 174)。
- 47) 現在, イスラエルの人口はおよそ900万人で, うちユダヤ人他79.0%, アラブ人が21.0%となっており, 本来, 「イスラエル社会」とは, この21%のパレスチナ・アラブ人を含むものである。また, イスラエルに居住しているのは世界の全ユダヤ人のおよそ43%であり, 「ユダヤ人社会」とは世界中に散らばったユダヤ人全体の社会を指す。本稿における「イスラエルのユダヤ人社会」とは, もっぱらイスラエル国内および占領地に入植しているユダヤ人を指し, イスラエル国外に居住するユダヤ人は国籍保持者であっても除外する。尚, 本来, これら社会心理学的諸相は紛争当事国双方の社会に生じる現象であるが, 本稿の目的であるユダヤ人の Home の現代的意味を考察するという観点から, ここではイスラエルのユダヤ人社会に特化して言及している。Israel Central Bureau of Statistics (2021) *Israel in Figures 2020*. Available from: ICBS <https://www.cbs.gov.il/he/publications/DocLib/isr_in_n/isr_in_n20e.pdf> (accessed 29/06/2021)。
- 48) 紛争の社会的受容については, テルアビブ大学の民主主義研究所が出す世論調査に表れている (IDI 2020)。
- 49) シオニズムは「土地無き民に民無き土地を」のスローガンで, パレスチナの土地を得た。しかしマルティン・ブーバーは1929年の講演で, パレスチナにアラブ人が住んでいることを聞いたハンガリー出身のシオニズム指導者マックス・ノルダウが, ヘルツルに「そうだとすれば, われわれは不正を働いていることになる!」といった逸話を語り, ユダヤ人が「少数者」として二民族共生国家を目指すべきだと語った (ブーバー 2006: 57-69)。尚, 笹川 (1973; 114) も同じ逸話を引用し, シオニストがアラブの存在を無視していたと指摘している。「民無き土地」と信じて移住したユダヤ人は75年に及ぶ紛争状態に置かれている。

- 50) 国連安保理決議 242 号は、1967 年第三次中東戦争の処理原則を定めた。UN Security Council. (1967). *Resolution 242 (1967) of 22 November 1967, S/RES/242 (1967) 22 November 1967*. Available from: UN org. <<https://unispal.un.org/unispal.nsf/0/7d35e1f729df491c85256ee700686136>> (accessed 29/09/2021).
- 51) 国連安瀨保障理事会発表の 2334 号報告書によると、2021 年 5 月 11 日、イスラエル軍が開始したガザ地区への大規模な空爆の発端は東エルサレムの占領地拡大と家屋破壊に対する裁判の停滞、およびアル・アクサモスクでの衝突が発展したものと報告されている。The Secretary-General of the United Nations. (2021). *Implementation of Security Council resolution 2334 (2016)*. Available from: UN Security Council <<https://undocs.org/S/2021/584>> (accessed 14/07/2021).

参考文献

- Amnesty International. (2021) *Amnesty International Report 2020/21: The state of the World's Human Rights*. London: Amnesty International
- Allweil, Yael. (2017). *Homeland: Zionism as Housing Regime, 1860-2011*. NY: Routledge.
- (2016). West Bank Settlement and the Transformation of the Zionist Housing Ethos from Shelter to Act of Violence. *Spaces of Conflict*, 13-36.
- Bar-Tal, Daniel. (2013). *Intractable Conflict: Socio-Psychological Foundations and Dynamics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- (1998). Societal Beliefs in Times of Intractable Conflict: the Israeli Case, *the International Journal of Conflict Management*, 9 (1), 22-50.
- (2007). Sociopsychological Foundations of Intractable Conflict. *American Behavioural Scientist*, 50 (11), 430-453.
- Ben-Gurion, David. (1963). *Israel: years of challenge*. Massadah-P.E.C. Press.
- Ben-Ze'ev, Efrat. (2011). *Remembering Palestine in 1948: Beyond National Narratives*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Breaking the Silence. (2012). *Our Harsh Logic: Israeli Soldiers' Testimonies from the Occupied Territories, 2000-2010*. NY: Metropolitan Books.
- Carmon, Naomi. (2001). Housing Policy in Israel: Review, Evaluation and Lessons. *Israel Affairs*, 7 (4), 181-208.
- Central Bureau of Israel. (2021). *Israel in Figure 2020: Selected Data from the Statistical Abstract of Israel*.
- Coleman, Peter T. (2006). Intractable Conflict, *The Handbook of Conflict Resolution: Theory and Practice* (2nd ed.), Jossey-Bass, 533-599.
- (2003). Characteristics of Protracted, Intractable Conflict: Toward the Development of a Metaframework—I. *Peace and Conflict: Journal of Peace Psychology*, 9 (1), 1-37.
- Darcy, Shane. (2003). Punitive House Demolitions, the Prohibition of Collective Punishment, and the Supreme Court of Israel, *Penn State International Law Review* 21, 477-508.
- Frère, Antoine. (2020). *House Demolition and Forced Evictions in Silwan: Israel's Transfer of Palestinians from Jerusalem*. Ramallah: Al-Haq.
- Forman, Jeremy and Alexandre (Sandy) Kedar. (2004). From Arab land to 'Israel Lands': the legal dispossession of the Palestinians displaced by Israel in the waked of 1948, *Environment and Planning D: Society and Space*, 22, 809-830.
- Hadawi, Sami. (1957). *Land Ownership in Palestine*. New York: The Palestine Arab Refugee Office.
- Herzl, Theodor. (1896). *Der Judenstat*. Wien: Breitenstein. (テオドール・ヘルツル (1991) 『ユダヤ人国家—ユダヤ人問題の現代的解決の試み』 佐藤康彦訳, 法政大学出版局)。

- Human Rights Watch. (2021). *A Threshold Crossed: Israeli Authorities and the Crimes of Apartheid and Persecution*. USA: Human Rights Watch.
- Israel Central Bureau of Statis. (2012). *Immigration to Israel: 2007-2010*. Jerusalem: State of Israel.
- Israel Ministry of Foreign Affairs. (2003). *Disputed Territories: Forgotten Facts about the West Bank and Gaza Strip*.
- Khalidi, Walid. (1997). Revisiting the UNGA Partition Resolution. *Journal of Palestine Studies*, 27 (1), 5-21.
- Kriesberg, Louis. (2005). Nature, Dynamics, and Phases of Intractability. Crocker et. al. ed. *Crasping the Nettle: Analyzing Cases of Intractable Conflict*, Washington: United States Institute of Peace, 65-97.
- (1993). Intractable Conflict. *Peace Review*, 5 (4), 417-421.
- Lawrence, Roderick J. (1987). What Makes a House a Home? *Environment and Behavior*, 19 (2), 154-168.
- Lewin-Epstein, Noah, Yuval Elmelech and Moshe Semyonov. (1997). Ethnic Inequality in Home Ownership and the Value of Housing: The Case of Immigrants in Israel, *Social Forces*, 75 (4), 1439-1462.
- Maron, Nathan. (2013). Activising Space: The Spatial Politics of the 2011 Protest Movement in Israel. *Urban Studies* 50 (13), 2826-2841.
- Pappe, Ilan. (2004). *A History of Modern Palestine: One Land, Two Peoples*. Cambridge: Cambridge University Press.
- (2006). *The Ethnic Cleansing of Palestine*. Oxford: Oneworld.
- Rozin, Paul and Sharon Wolf. (2008). Attachment to land:334. The case of the land of Israel for American and Israeli Jews and the role of contagion. *Judgement and Decision Making*, 3 (4), 325-
- Shalev, Michael. (2012). The Economic Background of the Social Protest of Summer 2011. Ben-David, Dan ed. *State of the Nation Report: Society, Economy and Policy in Israel, 2011-2012*. Jerusalem: Taub Center for Social Policy Studies in Israel.
- Tolan, Sandy. (2007). *The Lemon Tree: An Arab, a Jew, and the Heart of the Middle East*. New York: Bloomsbury Publishing.
- Tzfadia, Erez. (2006). Public Housing as Control: Spatial Policy of Settling Immigrants in Israeli Development Towns. *Housing Studies*, 21 (4), 523-537.
- UN Conciliation Commission for Palestine. (1949). *Settled Population of Palestine by Town and Sub-District: Estimated as at 31st December 1946/ w/4, 22 March 1949*.
- United Nations. (1997). *The Status of Jerusalem: Prepared for, and under the guidance of, the Committee on the Exercise of the Inalienable Rights of the Palestinian People*. New York: United Nations.
- UN Security Council. (2021). *Implementation of Security Council resolution 2334 (2016): Report of the Secretary-General, 18 June 2021, S/2021/584*.
- UN General Assembly (1947). Resolution 181 (II). Future government of Palestine, A/RES/181 (II), 29 November 1947.
- 有田英正 (1998) 「イスラエリットの歴史 (1806-1905) (上)」『ヨーロッパ文化研究』成城大学大学院文学研究科 17, 200-166 頁。
- 池内 恵 (2016) 『【中東大混迷を解く】サイクス=ピコ協定 百年の呪縛』新潮選書。
- 池田明史 (1991) 「第 7 章イスラエル：社会経済的規範型の移行」『現代中東の構造変動』アジア経済研究所, 257-277 頁。
- 市村周平, 中静達也, 青木榛花 (2015) 「パレスチナ西岸地区へのジュネーブ第 4 条約適用について—法的論点の整理と考察—」『法律学研究』第 53 号, 慶應義塾大学法学部法律学科ゼミナール委員会, 211-232 頁。
- 白杵 陽 (1999) 『中東和平への道』山川出版社。
- (2002) 「8 イスラエルにおける宗教と政党 — 「超正統派のポリティクスをめぐる」『日本比較政

- 治学会年報』第4巻, 213-236頁。
- (2004)『世界化するパレスチナ／イスラエル紛争』岩波書店。
- (2007)「シオニズム・イデオロギーとパレスチナ問題」『理戦』87号, 実践社, 96-107頁。
- (2011)『アラブ革命の衝撃 世界で今何が起きているのか』青土社。
- 岡野内 正 (1997)「イスラエルおよび占領地における市民社会と人権」『中東新秩序の模索 ソ連崩壊と和平プロセス』アジア経済研究所, 75-100頁。
- 大岩川和正 (1991)「イスラエルの政治変動に関する基本的視点」長沢栄治編『中東—政治・社会』アジア経済研究所, 151-164頁。
- 黒川知文 (1981)「1881年のボグロム分析 (1)」『一橋研究』第6巻, 第3号, 17-37頁。
- (1982)「1881年のボグロム分析 (2)」『一橋研究』第7巻, 第1号, 51-68頁。
- 笹川正博 (1974)『パレスチナ』朝日選書。
- 佐藤寛和 (2017)「パレスチナ分割決議案の成立と消えた単一国家案—アドホック委員会での議論を中心として—」『岡山大学院社会文化科学研究科紀要』第43号, 81-100頁。
- 芝 健介 (2008)『ホロコースト』中公新書。
- (2018)「戦後ドイツ社会とホロコースト認識」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』第15号, 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター, 53-59頁。
- 関根正雄訳 (1956)『旧約聖書 創世記』岩波書店。
- 高橋宗瑠 (2015)『パレスチナ人は苦しみ続ける—なぜ国連は解決できないのか』現代人文社。
- 土井俊邦 (2008)『沈黙を破る 元イスラエル軍将兵が語る“占領”』岩波書店。
- 飛奈裕美 (2009)「エルサレムにおけるイスラエル占領政策とパレスチナ人の戦術—住居建設の事例から—」『イスラーム世界研究』第2巻, 2号, 131-151頁。
- 立山良司 (2010)「特集：パレスチナ和平プロセスの争点 中東和平プロセスにおけるエルサレム問題—交渉の推移と現実の変化」『現代の中東』第48巻, 日本貿易振興機構アジア経済研究所, 10-23頁。
- (1994)「第2章 エルサレム問題と中東和平」『イスラエル国家の諸問題』アジア経済研究所, 39-68頁。
- 中島義明 (1996)「序論 住の人間行動学」中島義明・大野隆造編集『すまう—住行動の心理学』朝倉書店, 1-6頁。
- 中谷 猛 (2002)「フランス第三共和政 (ドレフュス事件前後) の反ユダヤ主義—「国民」=「祖国」=「フランス」のジレンマ」『立命館法学』第6号, 286号, 175-206頁。
- 中谷昌弘 (2017)「ロシア・ユダヤ人の国内移住および国外移民とボグロム—1881年を中心に—」『社会経済史学』第83巻, 第3号, 49-69頁。
- 野村真理 (2016)「ユダヤ人ネットワークの実像と虚像—「世界イスラエル連合」から『シオンの賢者の議定書』へ—」『東欧史研究』, 第38号, 1-7頁。
- ブーバー, マルティン (2006)『ひとつの土地にふたつの民 ユダヤ—アラブ問題によせて』合田正人訳, みすず書房。
- ブレンナー, レニ (2001)『ファシズム時代のシオニズム』芝 健介訳, 法政大学出版局, 5-12頁。
- 堀川敏寛 (2008)「国民国家の形成と民族主義運動の勃興—同化と独立の狭間に立ったユダヤ人—」『キリスト教と近代化の諸相』89-100頁。
- 村瀬興雄 (1968)『ナチズム』中公新書。
- 山本健介 (2020)『聖地の紛争とエルサレム問題の諸相：イスラエルの占領併合政策とパレスチナ人』晃洋書房。